

様式第 6 号 (第 17 条)

会 議 録

会議の名称		令和 5 年度 第 1 回春日部市国民健康保険運営協議会	
開催日時		令和 5 年 8 月 17 日 (木)	開 会 午後 1 時 30 分
			閉 会 午後 2 時 00 分
開催場所		春日部市本庁舎 2 階 第一委員会室	
議長(会長等)氏名		会長 山崎 進	
出席者	委員氏名	(出席人数：13 人) 野村 三男、松永 彰、小谷野 茂、渡 康弘、高橋 清哲、三宅 洋、山崎 進、鬼丸 裕史、河井 美久、栗原 信司、大野 とし子、樋口 香代、増尾 猛	
	説明者 その他	(出席人数： 0 人)	
	事務局	(出席人数：5 人) 健康保険部長 折原 章哲 健康保険部参事兼国民健康保険課長 木舟 宏美 収納管理課長 添田 友則 国民健康保険課国保給付担当主幹 小森 修 国民健康保険課国保税担当主幹 大和田 潤 国民健康保険課国保給付担当主査 佐藤 恵美 国民健康保険課国保給付担当主査 田口 真知	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		1. 令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計決算(案)について (公開) 2. 令和 5 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(案)について (公開)	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配布資料		<ul style="list-style-type: none"> 資料 1、議案第 1 号 令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計決算(案)について 資料 2、議案第 2 号 令和 5 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(案)について 以上 	

会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	春日部市国民健康保険に関する規則第5条第2項により会長が指名

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>本日の出席委員は、委員総数16名中13名の出席があり、過半数に達していますので、「春日部市国民健康保険に関する規則」第4条第3項の規定により、本協議会が成立していることをご報告します。</p> <p>また、本日の会議は、春日部市情報公開条例第27条の規定により公開となっておりますが、傍聴の希望者はいませんでした。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、山崎会長より挨拶申し上げます。</p>
会 長	<p><会長挨拶></p>
事務局	<p>今回、新たに委員となった方が3名いらっしゃいますので紹介します。</p> <p>第3号委員、公益代表委員の鬼丸 裕史 委員、同じく第3号委員、河井 美久 委員。</p> <p>続いて、第4号委員、被用者保険等保険者代表委員の田中 昇 委員ですが、本日、欠席の連絡をいただいています。</p> <p>なお、任期については、令和8年2月8日までです。</p> <p>《事務局職員自己紹介》</p> <p>会議に入ります。会議の議長は、春日部市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、山崎会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>次第にしたがい、順次進行します。会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員に小谷野委員、渡委員にお願いいたします。</p> <p>国民健康保険運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関ですので、会議公開を原則としており、「公開」とします。</p> <p>議案第1号、「令和4年度春日部市国民健康保険特別会計決算(案)について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p><事務局説明></p>
議長	<p>議案第1号、「令和4年度春日部市国民健康保険特別会計決算(案)について」質疑などのある方はお願いします。</p>
委員	<p>国保税について、1世帯、1人あたりの保険税額と県内順位、1世帯当たり</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>の平均世帯所得はどうか。滞納している全世帯数と、そのうち所得が100万円未満の世帯数とその割合はどうか。</p> <p>次に、県支出金。予算と比べて少しだが減額となっているので、その理由と今後の見通しはどうか。</p> <p>令和4年度における1世帯あたり保険税額は、13万6,258円。1人あたり保険税額は92,064円です。県内順位については、国保連合会において、現時点で未集計ですが、参考として令和3年度決算時においては、1世帯あたりで県内40市中25位、1人あたりで県内40市中20位です。また、平均世帯所得については、1世帯あたりで約100万円です。</p>
事務局	<p>国民健康保険税の滞納世帯数は、現年度分と滞納繰越分を合わせた滞納世帯数は6,507世帯。そのうち、未申告を含めた所得が100万円未満の世帯数は5,002世帯。滞納世帯に占める割合は76.9%となっています。</p>
事務局	<p>県支出金について、県支出金の主なものは普通交付金で、歳出の療養給付費に対し、県から交付されたものです。療養給付費が減額となったため、それに対する交付金も減額になったものです。</p> <p>今後については、一人当たりの医療費は増額傾向にあるものの、被保険者数は減少傾向にあるため、医療費全体も減少傾向にあると考えており、それに対応する県支出金も減少していくものと考えています。</p>
委員	<p>滞納世帯については、所得が100万円未満の世帯数が76.9%を占めるという、春日部市のひとつの特徴だと思っている。そういう中で、繰越金もあり、基金も積み立てられたというこの決算からみて、国保税を少しでも引き下げてほしいと思うところだが、昨年と比べると繰越金も基金も若干減っている。しかし、せめて引き上げないという努力もできるかと思うが、市の考えを伺いたい。</p> <p>滞納が多くなるひとつの要因として、所得に関係なく払う均等割が高いということが大きな原因となっている。今回、法定外繰入せず、繰越金も3億円、基金等もある状況で、安定した財政運営になってきているという話もあるので、せめて子育て支援のためにも、子どもの均等割は免除してほしいと考える。わたくしどもの調査で昨年、子どもの均等割の免除に必要な費用は1億3,000万円と聞いている。せめて、子育て世代の厳しい現状のためにも子どもの均等割の免除ができないか。</p> <p>差し押さえについて、令和3年と令和4年の状況を知っておきたい。滞納世帯への対応は昨年度どういう状況であったか。</p>
事務局	<p>国保財政は、平成30年に行われた国保制度改革により、国の公費が拡充され、埼玉県が財政の責任主体となったことにより、本市の国保財政は従前と比</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
	<p>較しますと安定化が図られてきたものと考えています。</p> <p>しかしながら、被保険者は減少傾向にあるものの、医療技術の高度化により、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、県へ納める納付金も毎年増えている状況です。</p> <p>今後も市民の皆様や被保険者様のご負担に配慮しながら、令和9年度の県内の国保税の準統一化を見据え、健全で適正な運営に努めていきたいと考えています。</p> <p>次に、子どもの均等割免除について、国民健康保険制度においては、子育て世帯を含め、一定基準以下の所得の世帯に対して、均等割額を軽減する法定軽減制度が整備されており、この制度を適用することで負担能力に応じた負担をいただいているものと認識しています。</p> <p>また、令和4年度より、未就学児を対象とした、均等割額の5割を軽減する制度が始まりました。</p> <p>さらには、令和6年1月から産前産後期間の保険税の4カ月免除をする制度が始まる予定となっていることから、子育て世代の被保険者の皆様には、大きな負担軽減になるものと考えています。</p> <p>さらなる軽減制度の拡充については、国において構築すべきものと考えていることから、毎年全国市長会や国民健康保険中央会等の全国大会で陳情等の要望を行っているところです。</p>
事務局	<p>国民健康保険税の滞納世帯の差押え件数については、令和3年度が99件、令和4年度が216件です。</p> <p>滞納世帯への対応については、本市では、納付が確認できない場合、督促状や催告書の発送のほか、電話等による催告を実施して、早期に納付をお願いしています。しかし、事情により納付ができない方については、納税相談において、滞納に至る経緯や現在の収入、支出、財産、仕事などの生活状況を丁寧に伺い、滞納を早期に解消するための納税計画を立てられるよう促しているところです。なお、こうした文書や電話による再三の催告に対しても、納付やご連絡もない場合、また、納税計画による分割納付の約束を守っていただけない場合には、税負担の公平性を担保するためにも、法律に基づき差押えを執行しているところです。</p>
委員	<p>差し押さえについては、99件が216件ということで、全体から見ると、すごく多いわけではないが、年度間でこれだけ増えた状況はどういうことなのか。</p> <p>保険給付費について、市民の皆様の病気の現状について知っておきたいという点で、医療費に占める割合の高い疾病について伺う。</p> <p>傷病手当金について、令和4年度における件数と今後の見通しと、国からの支援の状況について伺う。</p> <p>納付金について、納付金が増えているかどうかは保険税がどうなるかに影響</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>するわけだが、今後の納付金の見通しは怎么样了か。</p> <p>保健事業費について、特定健診受診率について3年連続県内1位ということだが、受診率について2年の経年で伺う。</p> <p>基金積立をおこなうことで国保財政の安定化に寄与していると理解しているが、令和3年度は1億を越えていたが、令和4年度は現時点で8,564円と大きな開きがあるが、こういう状況が生じるのはどういうことなのか、令和4年度末の基金残高はいくらになっているか示してほしい。</p> <p>差し押さえの件数が増えた理由ですが、納税者の大多数が、納期限までに納付している中で、滞納となっている国民健康保険税は、早期に納めていただく必要があります。しかし、督促状、また催告や相談の機会を設けても、納付や連絡がなく、納税に誠意をお示しいただけない滞納者については、「租税の公平な負担」の実現を図るためにも、預貯金などの財産の差押えを実施しているところです。</p> <p>そのため、十分な収入がある、また財産などをお持ちであるなど、納税できるのに納税していただけない場合には、財産調査・差押えなどの取り組みを強化しているところです。</p>
事務局	<p>医療費に占める割合の高い傷病について、県の国保連合会システムの中分類による疾病名になりますが、月当たり30万円以上の高額なレセプトについて見ますと、1位が腎不全、これは腎透析があるため高額となります。</p> <p>2位はその他の悪性新生物、これは食道、喉頭、すい臓、腎臓、膀胱、前立腺のがんなどが含まれるものです。3位が気管、気管支及び肺の悪性新生物、これは肺がんになります。これらが上位3つです。</p> <p>傷病手当金について、令和4年度の支給件数は143件です。今後の見通しについては、国保の傷病手当金は新型コロナウイルス感染症により労務不能の方を対象にしたものです。新型コロナウイルス感染症の分類が令和5年5月8日から、2類から5類に変更されたことにより、傷病手当金についても、令和5年5月7日までに感染等をした方を対象としたため、今後は減少するものとなります。</p> <p>納付金の今後の見通しについては、県において、今後の県全体の医療費を見込むとともに、県内全市町村の国保税収を見込み、国から示される係数を用いて各市町村の金額を決定するものとなります。</p> <p>令和3年度の納付金は、約59億7,600万円、令和4年度は約60億9,900万円と、約1億2,300万円増えています。</p> <p>県全体の医療費の動向や国の状況を見定めなければならないため、県に確認しても納付金の見通しを立てるのは難しいとのことですので、市においても見通しを立てることは難しいと考えています。</p> <p>特定健診の受診率について、令和3年度は40.0%で県内40市中第1位、令</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
委員	<p>和4年度はまだ確定はしていませんが、令和5年7月27日時点では46.2%で県内40市中1位です。</p> <p>基金積立金について、令和4年度の8,564円は基金に生じた利子を積み立てたものです。積立金は、前年度繰越金を財源として、県への返還金などの支払いを見込んだ後の余剰金を積み立てるものです。</p> <p>令和4年度では、前年度繰越金について、県への返還金や他の支出に充てる財源としたため、新たな積立には至らなかったものです。令和4年度末の基金の残高は、約7,200万円です。</p> <p>医療の現状は少しわかった。病気になった時には全力で支援してほしいと思うので、どのような対策を考えているのか。傷病手当金について、国保においてはコロナ禍ということで国から特別に支援があったという流れで、5月8日で打ち切りになり、暮らしという観点でみると、コロナ禍の影響がいまだに尾を引き、物価高の影響が拍車をかけている中、国は打ち切ったとしても、市として何らかの傷病手当という観点で支援はできないのか。独自の支援の考えがあるか伺いたい。</p> <p>特定健診について、身近な医療機関で受診できるという工夫が高い受診率になっていると思うが、6月から10月という期間だけだと受診が集中したりして日常の診療に支障をきたす場合がある。通年が難しければ、せめて1か月受診期間を延長してほしいという意見もあるので、その点について伺いたい。</p>
事務局	<p>病気になり高額な医療費がかかった場合は、高額療養費という制度があります。令和3年度が約20億7,000万円、令和4年度が約19億9,000万円となっており、約8,000万円減となっています。今後について一人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより増加していくことが予測されていますが、一方で国保の被保険者が減少していることから、やや減少していくものと考えています。</p> <p>今回の新型コロナウイルス感染症の傷病手当金については、国からの財政支援をもとに行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の区分が2類から5類になったことにより、国からの財政支援がなくなったことから、期間を令和5年5月7日までに感染等した方としています。市として独自に期間を延長することは予定していないところです。</p> <p>特定健診については、本市では、春日部市医師会に委託して各医療機関で実施しています。例年、健診期間は6月1日から10月31日までとしており、毎年度春日部市医師会と調整をして決定していますが、11月になるとインフルエンザの予防注射が始まり、特定健診を同時期に行うと各医療機関の負担が大きくなると伺っています。今後は流行性感染症などの状況を踏まえながら医師会と調整の上実施していきたいと考えています。</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
議長	以上をもちまして、議案第 1 号を終結いたします。
	議案第 2 号、「令和 5 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について」事務局より説明願います。
事務局	<事務局説明>
議長	議案第 2 号、「令和 5 年度 春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について」質疑などのある方はお願いします。
委員	歳入について、基金が積み立てられれば安定した財政運営ができるかと思う。基金繰入金が、約 3,354 万円減額というのは、基金に積み立てるといふことか。
事務局	基金繰入金の減については、令和 5 年度当初予算では基金から約 3,354 万円を特別会計に繰入れるとしていたところですが、前年度からの繰越金が入ることにより、基金からの繰り入れを行わないこととしたものです。
議長	以上で、議案第 2 号を終結いたします。 本日の議事は、全て終了いたしました。これもちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	山崎会長、ありがとうございました。 次第の 6 「その他」として、事務局から報告があります。
事務局	－事務局説明(第 3 期春日部市国民健康保険テータヘルス計画及び第 4 期春日部市特定健康診査等実施計画)－
事務局	以上で、令和 5 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を終了します。 閉会にあたりまして 副会長よりご挨拶をお願いします。
副会長	<副会長挨拶>
事務局	ありがとうございました。 本日は、長時間にわたってのご審議、大変ありがとうございました。

発言者	発言内容 ・ 決定事項
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するため議長署名・委員署名する。	
令和5年8月17日	
会 長	山崎 進
署名委員	小谷野 茂
署名委員	渡 康弘